

## 日本酸素ホールディングスグループグローバル競争法遵守方針

### 1. 公正で自由な競争の確保

私たちが事業活動を行う多くの国や地域では、公正で自由な競争を確保するために、一般に競争法と呼ばれる法律や規則により、市場での支配的な地位を利用する反競争的な行為、カルテル、反競争的な合併及び買収ならびにその他の反競争的な行為が禁じられています。また国や地域によっては、国外、地域外で為された行為であっても、その行為が国内・地域内の市場に影響を及ぼす場合は、自らの法律を適用して執行することがあります。

私たちは、このような競争法を遵守することが消費者の利益ひいては社会全体の利益に資することを理解し、競争法を尊重し公正で自由な競争の確保に努めます。また、私たちは、競争法を遵守することの重要性について、役職員に対して必要な教育を行います。

### 2. 違反行為の一例

競争法の内容は複雑ですが、国や地域によらず、競争者との間では以下のような行為は一般的に禁止されています。私たちは、このような市場における公正な競争を阻害する行為は行いません。このような行為を防止するため、競争者とは正当な理由がある場合以外は接触せず、また競争者との間で価格や生産量その他事業秘密に係る情報の交換は行いません。

- (1) 競争者との価格に関する合意
- (2) 競争者との生産量、販売量および設備投資の制限に関する合意
- (3) 競争者との間で顧客、供給者、販売地域または取引分野の割当を行う合意
- (4) 入札談合

### 3. 関係部門への相談

私たちは、この方針に違反する行為もしくは違反するおそれのある行為が行われていることを知った場合、または事業活動を行うに際して公正な競争に反する行為ではないかと疑いを持った場合は、すみやかに所属する会社の法務部門、あるいはコンプライアンス部門に相談します。

### 4. 調査当局への協力

私たちは、調査当局から情報提供の要求があった場合は、可能な限り迅速かつ完全な回答を提供することに努め、調査当局に協力します。

この方針の改廃は、当社取締役会が行うものとします。

以上

制定日 2021年2月2日